

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則及び新潟市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月20日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第7号

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則及び新潟市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則の一部を改正する規則

(新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和55年新潟市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該賦課対象区域内」を「賦課予定区域内」に、「条例第2条第1項ただし書きの規定による受益者がある」を「受益者を条例第2条第1項ただし書の規定による負担金を納めるものとして定めた地上権等を有する者に変更しようとする」に、「当該受益者と」を「当該申告書は、第11条第1項に規定する下水道事業受益者変更届を兼ねるものとし、当該土地の所有者と当該土地について負担金を納める者が」に改める。

第9条第1項中「ことができる」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により取り消された徴収の猶予に係る負担金の納期限は、条例第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の規定による通知をした日の属する月の翌月末日(12月にあつては、翌年の1月4日)とする。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日をもつて納期限とする。

別記様式第 1 号中

「

を

_____様

」

「

_____様

に、「整理番号」を「受益者コー

・全期一括口座振替希望

・第 1 期から分割口座振替希望

」

ド」に、

「

土地所有者以外の受益者(借地者など)
〔権利の種別欄には地上権、質権、使用貸借、賃貸借、
永小作権のうちから選んで記入してください。〕

を

」

「

土地所有者以外の受益者(借地者など土地所有者に代
わって負担金を納めていただく方)
〔権利の種別欄には地上権、質権、使用貸借、賃貸借、
永小作権のうちから選んで記入してください。〕

に、「確認印」を

」

「承認印」に改める。

(新潟市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則の一部改正)

第2条 新潟市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則（平成17年新潟市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「当該賦課対象区域内」を「賦課予定区域内」に、「条例第2条第1項ただし書に規定する受益者がある」を「受益者を条例第2条第1項ただし書の規定による分担金を納めるものとして定めた地上権等を有する者に変更しようとする」に、「当該受益者と」を「当該申告書は、第13条第1項に規定する下水道事業受益者変更届出書を兼ねるものとし、当該土地の所有者と当該土地について分担金を納める者が」に改める。

第10条第1項中「ことができる」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定により取り消された徴収の猶予に係る分担金の納期限は、条例第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の規定による通知をした日の属する月の翌月末日（12月にあっては、翌年の1月4日）とする。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日をもって納期限とする。

別記様式第1号中

「

を

_____様

」

「

様

に、「整

・全期一括口座振替希望

・第1期から分割口座振替希望

」

理 番 号」を「受益者コード」に、

「

土地所有者以外の受益者（借地者など）

を

」

「

土地所有者以外の受益者(借地者など土地所有者に代わって分担金を納めていただく方)

に、

」

「確認印」を「承認印」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の新潟都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規則第3条第1項及び別記様式第1号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の賦課予定区域の告示に係る申告について適用し、施行日前の賦課対象区域の告示に係る申告については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の新潟都市計画下水道受益者負担に関する条例施行規則第9条第3項の規定は、施行日以後に取り消された徴収の猶予に係る負担金について適用し、施行日前に取り消された徴収の猶予に係る負担金については、なお従前の例による。

4 第2条の規定による改正後の新潟市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則第3条

第1項及び別記様式第1号の規定は、施行日以後の賦課予定区域の告示に係る申告について適用し、施行日前の賦課対象区域の告示に係る申告については、なお従前の例による。

- 5 第2条の規定による改正後の新潟市公共下水道事業受益者分担金条例施行規則第10条第3項の規定は、施行日以後に取り消された徴収の猶予に係る分担金について適用し、施行日前に取り消された徴収の猶予に係る分担金については、なお従前の例による。